モンゴル国モンゴル PPP 能力強化プロジェクト (公示日:平成 26年2月19日)の業務指示書への質問と回答は以下のとおりです。

モノコル	当てノコルト	PP 能力強化プロジェクト(公示ロー干成 20 平	2月 19日 )の美務指示書への質問と凹合は以下のとおりです。
通番号	当該頁項目	質問	回答
通番号 1	当該頁項目 基礎的な事 項	質問 貴機構における PPP の定義をご教示下さい。	JICA では課題別指針など、厳密な意味で組織としての統一見解を文書上で定義したものはありませんが、協力準備調査(PPP インフラ事業)の公示文書では「従来公共事業として、公共部門が建設・整備し、サービスを供給した分野について、公的部門のみならず、民間部門が民間事業として役割を一部担い、公民が一体となってサービスを供給する事業」としています(出所:2013年度第2回公示文書より)。  モンゴルの PPP について、2010年10月15日付け「官民パートナーシップに係る国家が遵守すべき政策の承認について」(State Policy on PPP)及び「Law of Mongolia on Concessions」において言及されています。前者の「第1条共有基準」によれば、PPPについて、「インフラ整備と公的機関による公共のサービスを国民に提供、並びに政府の優先的な計画・プロジェクトを実施する際に政府と民間企業が協調し、政府が負うべく役割を民間企業に代行させることで当分野における政府の参加を最適にし、公共のサービスの質と普及を向上させ、予算の効率化につなげる」ものと言及しています。Law of Mongolia on Concessionsで列挙されているコンセッション形態に
			は Management contract が記載されていませんが、本プロジェクトのカウンターパートである経済開発省 IPPP 局によれば、Management contract も含まれるとのことです。
			れるとのことです。 他方、Management contract は経済開発省 IPPP 局ではなく、国家資産委
			員会(State Property Committee)が所管しているとの情報もあり、両機関の
			グレーゾーンにあたる可能性がありますが、本プロジェクトの詳細計画策定調
			査時に合意・署名したミニッツ上ではケース・スタディの具体的案件では Management contractも視野に入れるとしています。

	13 ページ	国内支援員会のメンバーについて、決まっている	
2	5. 実施方	範囲でご教示いただくことは可能でしょうか? お	済政策、公共財政、 マクロ経済、国際金融、 PPP、国際金融の 3 分野の
	針及び国内	名前等が無理であれば、ご専門と何名で構成さ	有識者となります。
	支援員会	れ、その中に海外 PPP 事業のご経験をお持ちの	
	(2) 国内支	方がおられるかどうかを可能な範囲でご教示いた	
		だければと存じます。	
	設置		
	16 ページ	指示書文中には「第三国視察実施に掛かる経費	提案見積書では第三国研修に要する費用についても、提案者側で予め第三
	` '	については本契約に含め、本見積にて提出するこ	
		と」とありますが、候補国については(5) で、「第	提案〈ださい。 なお、業務開始後、第三国視察実施に関するモンゴル国実施機
	提案 本邦	三国視察については、…事例及び受け入れ可能	関との協議等で内容が大幅に変更する場合は変更契約で対応することを考え
	研修·第三	性を調査する」とあります。	ています。
3	国視察	提案見積書では第三国研修に要する費用につい	
		て、提案者側で予め第三国の受入可能性を把握	
		し、その国について見積もりを立てるのか、調査を	
		経て定まる第三国について国名を特定せず積算	
		し、概算した見積もりを立てるのか、いずれとする	
		べきでしょうか。	
	17 ページ	詳細計画策定調査時に作成されたキャパシティ・	·
	6. 業務内	マトリックス(案)が配付資料である同調査の報告	また、配布資料 R/D の Annex I (iii)にも同一資料がございます。
4	` ,	書(案)には入っておりません。配付資料のコンサ	
		ルタント説明会資料にある Annex-3 Capacity	
	トリックスの	Matrix の中の Capacity Assessment Matrix のこ	
	精緻化	とを意味されているのでしょうか。	
5	17 ページ	実際に上記の Matrix を使用して、MEDをはじめと	MED 及び各省庁のベースライン的な評価はまだ行っておりません。プロジェク
	6. 業務内	する省庁のベースライン的な評価は、詳細計画策	ト開始後に実施する予定です。
	容 (2)キャ	定調査時もしくは他の機会になされているのでしょ	
	パシティ・マ	うか。	
	トリックスの		
	精緻化		

6	容 (4)必要 資機材の供 与 23ページ及 び 24 ペー ジ 5.供与機 材	供与機材リストに記載されている機材価格は本業務の見積に入れる必要はなく、業務開始後の契約変更により一契約 1,500 万円を上限に本業務実施契約に含めるという意味でしょうか?また見積に入れるとすると、別途見積に入れるのでしょうか?本見積に入れるのでしょうか?	
7	P17	国内支援委員会メンバーのモンゴルでの PPP 啓発セミナー出席に関し、メンバーの旅費等計算の指示はないため、見積もりの対象ではないと考えております。同様にセミナーにおける同メンバーの講師代金についても、メンバーの人数・号数等の記載がないことからも、見積もり対象外と判断しておりますが、よろしいでしょうか。また本邦研修に講師として参加いただ〈必要のある際は、別途 JICA 様とご相談するということでよろしいでしょうか。	
8	容 (6)PPP	「必要性が認められる場合、各講師に加えて別の国内外からの外部講師の登用も可能である。その際は事前に C/P、国内支援委員会、JICA と外部講師の妥当性を検討することとする。」と記載されていますが、その際の招聘のための費用(謝金・航空賃・日当・宿泊等)は契約変更にて処理されるものと理解してよるしいでしょうか。	必要性が認められれば、契約変更にて対処します。

9	P18-19	ケース・スタディの対象が、説明会時は最大4件とあったところ、指示書では 5 件となっておりますが、件数が増えた理由はございますか?コンセッションリストが国会で審議中とのことですが、これが承認されて件数が増えたということでしょうか。 もしそうであれば、リストの追加配付の予定はございますか。	C/P とはケース・スタディ対象を最大 4 件として合意しましたが、今後モンゴル 国内で有力な PPP 候補案件が生まれる可能性もあり、公示時点では余裕を 持たせるために 5 件としました。 配付資料として閣議承認済みのコンセッションリストを追加送付しました。
10	P22	配布資料 詳細計画策定調査報告書(案)の付属 資料3.WM(英文)ファイルが配布資料には含ま れていないようです。後日、配布いただ〈予定はご ざいますでしょうか。	配付資料として WM を追加送付しました。
11	22ページ 2. (2)業務 従事者の構 成(案) · PPP イン フラ	担当業務が「PPP インフラ」となっていますが、これは PPP に関するインフラ(比喩的な意味)を意味されているのでしょうか、それとも道路・鉄道その他のハードの Infræstructure という意味でのインフラの意味でしょうか? ご教示下さい。	